

# 製造法承認試験及び認定試験の省略に関する事項

## 改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

## 改正事項

製造法承認試験及び認定試験の省略に関する事項

## 改正理由

鋼船規則、各設備規則及びこれら諸規則の検査要領において、本会の承認又は認定を得ることが定められている船用材料等については、製品の品質の均一性を前提として、あらかじめ代表的な個品について試験、検査等を行い、当該製品の製造方法について本会の承認を得る必要がある。

船用材料等の製造方法の承認においては、認定要領に従い承認試験が要求されるが、製造者が本会以外の機関（例えば他船級協会）により承認された当該試験成績書及び適当な期間内の製造実績を有する場合であって、本会がそれらの妥当性を検討することを条件に、製品の品質を確保できると認める場合には、承認試験の一部又は全部を省略しても差し支えないと考えられる。

今般、上記の主旨に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

船用材料等の製造法承認試験及び認定試験に関し、本会が適当と認める場合には、当該試験の一部又は全部を省略できる旨規定した。